

○白杵市・竹田市・豊後大野市 地域公共交通計画策定支援業務共通仕様書

1 業務の名称

令和 8 年度 白杵市地域公共交通計画策定支援業務

令和 8 年度 第 2 期竹田市地域公共交通計画策定調査業務

令和 8 年度 豊後大野市地域公共交通計画策定支援業務

2 委託業務の目的

白杵市、竹田市及び豊後大野市では、人口減少及び少子高齢化の進行に加え、公共交通利用者の減少、運転士不足、燃料費等の運行コストの増加など、地域公共交通を取り巻く環境は厳しさを増している。今後も人口構造の変化が進行することが見込まれる中、既存の交通サービスを維持するだけでなく、地域の実情に応じた持続可能な交通体系の構築が求められている。

この 3 市では、路線バスのゾーン制運賃制度を共同で導入しているほか、白杵市野津地域、竹田市及び豊後大野市を対象とした学生限定乗り放題定期券「ジモテキ」の運用を行うなど、広域的な公共交通施策に取り組んでいる。今後も、市域を越えて運行する路線バスや通学・通院・買物等の広域移動への対応について、各市が連携して取組を進める必要がある。

加えて、高齢化の進展に伴う移動手段の確保に向けては、既存公共交通の維持・確保に向けた取組に加え、デマンド交通、A I オンデマンド交通、ライドシェアを含む新たなモビリティサービスの活用可能性や公共交通を担う人材確保策、タクシー事業者間の連携強化や共同配車など、従来の枠組みにとらわれない取組についても、広域的な視点から検討することが求められている。

本業務は、これらの課題を踏まえ、3 市に共通する広域交通ネットワーク及び新たな交通サービスの方向性を整理するとともに、その検討結果を各市が策定する地域公共交通計画へ反映させるものとする。

なお、本共通仕様書は、3 市に共通する「広域交通ネットワーク及び新たな交通サービスの検討」に関する事項を定めるものであり、各市の地域公共交通計画の策定に関する個別事項については、それぞれの市が定める仕様書によるものとする。

3 委託期間

各市の仕様書による。

4 委託業務の内容

本業務の全体スケジュール及び全体構成案については 3 市と協議の上決定することとする。

(1) 広域交通ネットワーク及び新たな交通サービスの検討

受託者は、3 市に共通する広域交通課題について整理し、市域を越えた移動需要や交通ネットワークの状況を踏まえた検討を行うものとする。

検討にあたっては、ゾーン制運賃制度及び「ジモテキ」の運用状況や利用実態を踏まえるとともに、市域を越えて運行する路線バスの維持・確保や効率化の方向性

について整理するものとする。

また、高齢化の進展や運転士不足等の課題を踏まえ、A I オンデマンド交通、デマンド交通その他の新たなモビリティサービスの導入可能性や広域連携のあり方について検討するものとする。

5 参考資料

本業務の遂行にあたっては、本仕様書のほか次に例示する地域交通計画策定に関する資料、情報リソース及び市内の関係計画について適宜参考とすること。また、3市が策定している各種計画を適宜参考とすること。

- (1) 地域公共交通計画の「アップデートガイドンス」概要版（国土交通省）
- (2) 地域公共交通計画の「アップデートガイドンス」手順書（国土交通省）
- (3) 地域公共交通計画の「アップデートガイドンス」データ活用の手引き（国土交通省）
- (4) モビリティ・アップデート・ポータル（国土交通省）
参照 URL (<https://mobility-update.mlit.go.jp>)
- (5) 地域公共交通計画等の作成と運用の手引き（国土交通省）